別紙２

森林整備業務に係る一般競争入札実施要領

（令和５年３月 23 日 治第 2961 号）
改定（令和５年 10 月 31 日 治第 2317 号）
改定（令和６年 ３月 28 日 治第 3147 号）
改定（令和７年 ３月 27 日 治第 2775 号）
改定（令和７年 10 月 27 日 治第 1942 号）
改定（令和７年 12 月 26 日 治第 2174 号）
改定（令和８年 ３月 17 日 治第 2464 号）
改定（令和 ８年 11 月 ６日 治第 1893 号）

（趣旨）

第１条　この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）の規程に基づき、兵庫県（以下「県」という。）が発注する役務のうち、治山事業による森林整備業務に係る一般競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

（一般競争入札対象業務）

第２条　一般競争入札により実施する業務は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）が１千万円以上の業務とする。

２　前項の規定により一般競争入札を行うときは、入札執行後に決定した落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札決定する事後審査型により行うものとする。

（入札参加資格）

第３条　一般競争入札に参加することができる者は、物品関係入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次の各号に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

(1)　名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者であること。

(2)　政令第 167 条の４の規定に基づく資格制限期間中でないこと。

(3)　兵庫県指名停止基準（平成６年６月 16 日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。

(4)　兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱（平成 20 年６月１日施行。以下「選定要綱」という。）第２章第１条第２項の規定による管理技術者及び現場技術者を、当該工事に適正に配置できる者であること。

なお、配置する管理技術者は、請負者と常時雇用関係（年間 210 日以上の就業、入札参加申込日以前に３ヶ月以上の雇用関係等）がある者であるこ

と。
(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年度法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
(6)　当年度に完成した森林整備業務がある場合、その成績が１件 65 点未満でないこと。
(7)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(8)　選定要綱第２章第２条の規定による必要作業班数を有している者であること。
(9)　兵庫県内に主たる営業所を有すること。
　ただし、主たる営業所が兵庫県外の場合、兵庫県内の支店、営業所等に兵庫県との契約権限を委任できること。
(10)　兵庫県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
(11)　兵庫県の物品関係入札参加者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で電子認証（IC カード）を取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の「県（治山森林整備）」に登録している者であること。
(12)　その他契約担当者が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

（入札の公告）
第４条　契約担当者（財務規則第２条第８号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、政令第 167 条の６第１項及び財務規則第 83 条第１項の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。
(1)　入札に付する事項（工事名等）及び応募方法
(2)　入札に参加する者に必要な資格
(3)　契約条項を示す場所及び期間
(4)　公告事務を担当する行政組織規則に規定する課（室）又は財務規則第２条第２号に規定するかいの名称及び所在地
(5)　入札参加の手続に関する事項
(6)　入札の場所、日時及び方法
(7)　入札に関する条件
(8)　無効とする入札に関する事項
(9)　支払条件等に関する事項
(10)　その他特に必要な事項
２　公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前から第６条第２項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで兵庫県ホームページの「入札・公売情報」中、「入札公告（委託・役務）」に掲

載することにより行うものとする。

（入札参加申込書の交付）

第５条　契約担当者は、一般競争入札に参加を希望する者に対し、入札参加申込書（様式１号。以下「申込書」という。）を公告の日から申込期限日までの間、交付する。

（入札参加の申込み）

第６条　契約担当者は、次の各号に従い、入札参加申込者に申込書を提出させる。

(1)　申込書の提出は、電子入札システムにより行うこととし、その旨を公告において明らかにする。

(2)　申込期限日以降は、原則として申込書の差替え又は再提出を認めない。

(3)　申込書の作成に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

(4)　提出された申込書は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

(5)　提出された申込書は、返却しない。

２　契約担当者は、申込書の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して７日間以上を確保する。

３　契約担当者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

（設計図書に対する質問）

第７条　契約担当者は、必要があると認められるときは、設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

２　前項の質問は、電子入札システムにより行うものとし、受付期間は、原則として公告の日から入札日の８日前（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。次項の日数の計算も同様とする。）

３　質問に対する回答は閲覧方式とし、質問書の提出期限日の翌日から起算して原則として３日以内に閲覧を開始し、少なくとも２日以上閲覧させる。

４　前項の閲覧場所は、電子入札システム上で行うものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第８条　契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の５以上の入札保証金を入札日の前日までに納めさせなければならない。ただし、財務規則第 84 条第１項ただし書の規定に該当する場合は、入札保証金を納めさせないことができ

る。この場合において、(1)の入札保証保険契約の締結によるときは、入札保証保険の保険期間は、契約を締結する日までとしなければならないこととし、(3)の契約締結の実績等によるときは、様式９号の誓約書を徴すること。

２　落札者に係る入札保証金は、契約締結の日まで保管する。

３　契約担当者は、契約締結までに落札者に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。

ただし、財務規則第 100 条第１項ただし書の規定に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。この場合において、(3)の契約履行実績等によるときは、同規則に基づく誓約書を徴すること。

（入札の執行）

第９条　契約担当者は、入札に参加しようとする者に、第１回目の入札に際し、設計図書に示す様式による工事費内訳書を提出させる。

２　契約担当者は、開札するに当たっては、入札者又はその代理人に立ち会わせ、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。

３　入札の執行回数は２回を限度とし、初度の入札において、落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者として決定したすべての者について入札参加資格がないとした場合は、日を改めて再度入札を行う。

（入札の執行の取消し又は中止）

第 10 条　契約担当者は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

２　契約担当者は、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

（無効とする入札）

第 11 条　契約担当者は、財務規則第 90 条の規定に該当する入札は、無効としなければならない。公告に掲げた入札参加資格のない者のした入札、申込書に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（落札者の決定等）

第 12 条　契約担当者は、法第 234 条第３項の規定による落札者の決定を下記により行う。

(1)　契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格

をもって入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。

(2)　契約担当者は、落札候補者の決定後、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を確認するため、次の各号に定める入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出を求める。この場合において、落札候補者は、確認資料の提出を指示された日の翌日から起算して、原則として２日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）に提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び契約担当者が別に提出日を指定した場合は、この限りではない。

①　名簿の希望業種で「森林整備」を選択していることが分かる資料
　物品関係入札参加資格審査結果通知書等の写し。

②　当年度に完成した同種工事の施工実績及び成績評定点　　（様式２号）
　当年度に成績評定の対象※である同種工事の施工実績がある場合に提出する。
　※県営工事においては最終請負金額 400 万円以上の工事

③　配置予定技術者の資格　　（様式３号）
　複数記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。

④　作業班数　　（様式４号）

⑤　誓約書（現場技術者の専任）　　（様式５号）
　契約希望金額が 45 百万円以上の工事の場合に提出する。

⑥　その他契約担当者が必要と認める資料

(3)　契約担当者は前項の確認資料が提出された日の翌日から起算して、原則として３日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは落札決定する。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きを実施して審査の対象となる順位をつけ、順位が上位の（数字が小さい）者の審査の結果によって、順位が上位の者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

(4)　入札参加資格の確認基準日は申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認については、第２項で定める提出期限日を基準日とし、その確認は落札候補者から誓約書（様式５号）を提出することにより行うこととする。基準日について、入札公告に特に記載がある場合はその内容により取り扱う。

(5)　契約担当者は、落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときは、審査

会等に諮り、審査会等の審議により入札参加資格の有無を決定する。

(6)　落札候補者が第２項における確認資料を提出期限内に提出しないとき、又は落札候補者が契約担当者の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(7)　第２項における確認は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認できるまで順次行う。

(8)　契約担当者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

(9)　契約担当者は、落札候補者に入札参加資格がないことを認めた場合は、当該落札候補者に対して書面（様式６号）により通知する。

なお、書面には入札参加資格がないと認めた理由及び次条第１項の説明を求めることができる旨を付記する。

(10)　契約担当者は、落札者を決定した場合において、前項の場合を除き落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面（様式７号）により通知する。

（苦情の協議）

第 13 条　前条第９項の確認結果に不服がある非資格者は、確認通知書を受理した日の翌日から起案して５日以内）兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める件の休日を除く。本条及び次条の日数の計算については同様とする。）に、一般競争入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当課長（かい執行にあってはかい長をいう。以下同じ。）に書面（様式は任意）を持参することにより説明を求めることができる。

２　契約担当課長は、前項の要請があったときは、説明を求めた者に対して、要請期限日の翌日から起算して３日以内（技術審査を必要とする場合は、10 日以内）に書面（様式８号）により回答する。

（入札結果の公表）

第 14 条　契約担当者は、開札後速やかに開札結果表（予定価格及び最低制限価格を消去したもの）を入札者及び入札立会者に示すとともに、落札決定後、最終入札結果及び入札の経緯を閲覧の方法により落札決定日の翌日（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）までに公表する。

２　契約担当者は、契約締結後、開札結果表に予定価格及び最低制限価格を書込み、閲覧等の方法により公表する。

（入札までの日数）

第15条　契約担当者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領（平成19年４月１日施行）第20条に準じて設定する。

（契約の確定）

第16条　契約は、契約担当者と落札者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

２　一般競争入札において、落札者が契約締結までの間に対象業務の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとし、その旨を公告において明らかにする。

（補則）

第17条　この要領に定めがない事項については、兵庫県電子入札運用基準及び関係諸規程の定めるところによる。

附　則

この要領は、令和５年10月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年11月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年11月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年11月６日から施行する。

様式１号

入 札 参 加 申 込 書

令和　年　月　日

兵庫県
契約担当者
　〇〇県民局長　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

　下記工事に係る一般競争入札への参加を申し込みます。
　なお、地方自治法施行令第 167 条の４に該当する者（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと、並びに物品関係入札参加資格者名簿に登録されていることを誓約します。

記

１　工事名称：
２　入 札 日：
３　開札場所：

【添付資料】
該当がある場合は、入札保証金の免除についての誓約書（様式９号）及び契約書等の写し

様式２号

当年度に完成した同種工事の施工実績及び成績評定点

発注者名	契約工事・業務名	工事・業務の場所	主な工事・業務の内容	契約金額（千円）	成績評定点

１　当年度に完成した成績評定の対象である森林整備業務がある場合に、記入してください。
　　県営工事においては、最終請負金額400万円以上の工事が対象

２　発注者は国、都道府県、市町、（公社）ひょうご農林機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（旧緑資源機構）が発注した森林整備工事の実績を記入してください。

３　工事・業務の場所は、契約書等に記載の箇所名を記入してください。

４　主な工事・業務内容は、本数調整伐、下刈り、除伐、枝落とし、地ごしらえ、改植等を記入してください。

５　上記工事・業務にかかる契約書（当初・変更）の写し、工事内容が確認できる書類（内訳表・明細表）及び工事成績評定通知書の写し等の書類を添付してください。

様式３号

配置予定技術者の資格

管理技術者・現場技術者

種別	氏名	取得年度	実務経験年数	資格名
管理技術者				
現場技術者				

１　林業技士（有効期限５年）とは、社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けた者をいいます。
２　技術士とは、技術士法の定める国家試験（技術士第二次試験）に合格し、技術士法第32条１項の定めによる登録を受けた者をいいます。
３　技術士補とは、技術士法に定める国家試験（技術士第一次試験）に合格し、技術士法第32条2項の定めによる登録を受けた者をいいます。技術士補には、森林部門にかかる技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者（JABEE認定プログラム修了者）を含みます。
４　兵庫県林業作業士とは、兵庫県知事、財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から林業作業士であると認定を受けた者をいいます。
５　兵庫県森林整備士とは、社団法人兵庫県林業会議、兵庫県森林組合連合会から森林整備士であると認定を受けた者をいいます。
６　フォレストワーカー(林業作業士)（有効期限５年）とは平成10年４月１日付け10林野組第36号林野庁通知「研修修了者に係る登録制度の運用について」（以下「平成10年林野庁通知」という。）に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者をいいます。
７　フォレストリーダー(現場管理責任者)（有効期限５年）とは「平成10年林野庁通知」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者をいいます。
８　フォレストマネージャー(総括現場管理責任者)（有効期限５年）とは「平成10年林野庁通知」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者をいいます。
９　資格要件の森林整備業務に関する実務経験年数は、「兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱」第２章第１条に既定の「Ａの整備内容」相当とし、次の実務経験を有する者とし、①５年以上とする場合は、『資格名』に修了した高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を、②10年以上とする場合は『資格名』に「森林整備業務経験10年以上」と記載してください。
①５年以上
　高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者
②１０年以上
　上記①以外の者
10　管理技術者の各資格に重複して記入できません。
（例）Ａさんが林業技士と技術士の両方を持っていても、どちらか一方の資格を選んで記入して下さい。
11　現場技術者の各資格に重複して記入できません。
（例）Ｂさんが林業作業士と森林整備士の両方を持っていても、どちらか一方の資格を選んで記入して下さい。
12 管理技術者と現場技術者は重複して記入できます。
（例）Ａさんが林業技士や技術士の資格に加えて、林業作業士や森林整備士の資格を持っている場合、Ａさんの名を管理技術者欄に記入した上で、現場技術者欄に林業作業士と森林整備士のどちらか一方の資格を選んでＡさんの名を再記入できます。
13　資格については、免許や認定等を証する書面の写しを添付して下さい。
14　現場技術者に相当する他府県等で取得した資格については、資格名欄にその資格名を記載すると伴に、資格を取得した研修内容等がわかる書類を添付して下さい。
15　実務経験年数は、森林整備に従事した年数を記入して下さい。
16　配置予定技術者は、常時雇用者※に限ります。
※各業態ごとの要件（年間210日以上就業、入札参加申込日以前に３ヶ月以上の雇用関係等）による。

様式４号

作業班数

番号等	役職	氏名	備考
	班長		
	班長		
	班長		
	班長		
	班長		

１　年間60日以上就業できる作業班（森林整備の作業を行う単位で、１人の班長と２名の班員から構成されるもの）を記入ください。

様式５号
（現場技術者の専任）

誓　約　書

下記１の工事（以下「本工事」という。）に配置を予定している下記２の技術者について、本工事に専任※とすることを誓約する。

記

１　工事名称
　　○○○○○○○

２　誓約事項
(1)　次の技術者について、本工事に専任で配置すること。

配置予定技術者	配置予定技術者名	資格名	取得年度
現場技術者	○○　○○		

(2)　上記(1)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県
契約担当者
　○○県民局長　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

※　専任の適用範囲は、建設工事以外の国、都道府県、市町、（公社）ひょうご農林機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（旧緑資源機構）が発注した森林整備工事とする。

様式６号

入札参加資格確認通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　様

兵庫県
契約担当者
　○○県民局長　○　○　○　○

先に入札された下記工事について、入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格がないと認めましたので通知します。

記

入 札 公 告 日	
工　　事　　名	
工 事 場 所	
入札参加資格がないとした理由	

当職に対して入札参加資格がないとした理由について説明を求める場合は、令和○年○月○日（○）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までにその旨を記載した書面（様式は任意）を持参してください。

（提出先）
　○○市○○町○丁目○番○号
　○○事務所○○課
　電話番号　(000)000－0000

様式７号

第　　号
令和　年　月　日

様

兵庫県
契約担当者
〇〇県民局長　〇　〇　〇　〇

落札者とされなかった理由について（回答）

令和　年　月　日に執行し、令和　年　月　日に落札決定した〇〇工事に係る入札について、貴方【貴社】が落札者とされなかった理由【無効とされた理由】は、下記のとおりです。

記

落札者とされなかった理由【無効とされた理由】

注）【　】内は、いずれかを選択する。

様式８号

回 答 書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
様

兵庫県
契約担当者
○○県民局長　○　○　○　○

令和　年　月　日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

１　苦情申立ての対象工事

２　不服のあった事項

３　不服の根拠となる事項

４　回答内容

様式９号
（誓約書）

誓　約　書

下記１の工事（以下「本工事」という。）の契約に係る入札保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　工事名称

○○○○○○○○○○○○

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に契約締結したこと。

契約年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本工事についても、誠実に契約締結すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本工事の入札無効、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
○○県民局長　○　○　○　○　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式９号
（誓約書）

［留意事項］
　誓約書の２⑴には、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約を締結したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書等）の写しを添付すること。